

新潟市東区役所に置く室及び係の事務分掌要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定める場合を除き、新潟市区役所組織規則(以下「規則」という。)に定める東区役所に置く(室及び)係の分掌事務について必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 規則第2条に規定する東区役所に置く室及び係の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

地域課

産業文化振興室

- (1) 商工業の融資制度に関する事項
- (2) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)に規定する特定中小企業者の認定に関する事項
- (3) 商業の振興に関する事項
- (4) 商業組合等の指導及び育成に関する事項
- (5) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に基づく縦覧に関する事項
- (6) 工業の振興に関する事項
- (7) 工業振興助成金に関する事項
- (8) 工業団体等の指導及び育成に関する事項
- (9) 企業の立地促進に関する事項
- (10) 労働施策に関する事項
- (11) 露店市場に関する事項
- (12) 観光及び物産振興に関する事項
- (13) 観光資源の管理に関する事項
- (14) その他産業に関する事項
- (15) スポーツの振興に関する事項
- (16) 学校施設の地域開放に係る調整及び実施に関する事項
- (17) 広報に関する事項
- (18) 区民の意識、意見等の広聴に関する事項
- (19) 陳情及び請願に関する事項
- (20) 市政への苦情・相談に関する事項
- (21) 文化の振興及び活動に関する事項
- (22) 文化財(埋蔵文化財を除く。)の維持管理及び活用に関する事項

区民生活課

区民窓口係

- (1) 印鑑登録に関する事項
- (2) 戸籍，住民票の写し等の諸証明書及びその他市民の公証に係る書類の交付に関する事項
- (3) 社会保障・税番号制度（個人番号の指定及び個人番号カードに関する事務に限る。）に関する事項
- (4) 公的個人認証に関する事項
- (5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく通知に関する事項
- (6) 課所管事項に係る使用料及び手数料の徴収に関する事項
- (7) 住民異動届に関する事項
- (8) 住民基本台帳等の整理及び保管に関する事項
- (9) 住民基本台帳等の閲覧に関する事項
- (10) 住民異動届に伴う介護保険の各種申請書の受付等に関する事項
- (11) 自動車の臨時運行の許可に関する事項
- (12) 市民生活相談に関する事項
- (13) 消費者協会に関する事項
- (14) 住居表示及び町字名に関する事項
- (15) 住宅新築届出に関する事項
- (16) 住民基本台帳等の統計及び人口移動調査に関する事項
- (17) 住民実態調査に関する事項
- (18) ドメスティック・バイオレンス，ストーカー行為等の被害者の支援に関する事項
- (19) 管内連絡所に関する事項
- (20) 管内行政サービスコーナーに関する事項
- (21) 課の庶務に関する事項

戸籍係

- (1) 戸籍届に関する事項
- (2) 戸籍等の整理及び保管に関する事項
- (3) 人口動態調査に関する事項
- (4) 犯罪人，成年被後見人及び被保佐人並びに破産者の名簿に関する事項
- (5) 相続税法（昭和25年法律第73号）に基づく通知に関する事項
- (6) 特別永住に関する事項
- (7) 埋火葬許可並びに火葬場の利用に係る許可申請書の受理及びその許可に関する事項
- (8) 改葬許可申請書の受理及びその許可に関する事項

給付係

- (1) 国民健康保険の保険給付に関する事項
- (2) 国民健康保険被保険者の資格に関する事項
- (3) 後期高齢者医療制度の資格及び給付その他後期高齢者医療制度に関する書類の受付及び引渡しに関する事項
- (4) 老人医療費の助成に関する事項
- (5) 国民年金に係る届書等の受付及び日本年金機構への報告に関する事項

生活環境係

- (1) 自然環境の保全に関する事項
- (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する事項
- (3) 環境教育及び環境学習に関する事項
- (4) 大気汚染の防止に関する事項
- (5) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)の施行その他悪臭の防止に関する事項
- (6) 水質の汚濁防止に関する事項
- (7) 浄化槽に関する事項(設置等に係る構造上の審査に関する事項を除く。)
- (8) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)の施行その他騒音の防止に関する事項
- (9) 振動規制法(昭和51年法律第64号)の施行その他振動の防止に関する事項
- (10) 新潟市生活環境の保全等に関する条例(平成9年新潟市条例第47号)による指定開発事業の審査に関する事項
- (11) 公害の苦情の相談及び処理に関する事項
- (12) 一般廃棄物の適正処理に係る指導及び啓発に関する事項
- (13) 一般廃棄物に係る相談指導に関する事項
- (14) 一般廃棄物処理手数料に関する事項
- (15) ごみの減量化及びリサイクルに係る事業の実施及び啓発に関する事項
- (16) 環境美化の推進に関する事項
- (17) 産業廃棄物の苦情に関する事項
- (18) 犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事項
- (19) 犬及び猫の引き取り並びに負傷動物の収容に関する事項
- (20) 生活環境の改善整備の指導に関する事項
- (21) 衛生害虫等の相談, 指導及び駆除に関する事項
- (22) 環境衛生組織の指導及び育成に関する事項

健康福祉課

障がい福祉係

- (1) 成年後見制度に関する事項(障がい者に係るもの)
- (2) 障害児福祉手当, 特別障害者手当等に関する事項

- (3) 特別児童扶養手当に関する事項
- (4) 重度障がい者医療費の助成に関する事項
- (5) 障がい者関係団体の指導，育成及び連絡調整に関する事項
- (6) 自動車燃料費，福祉タクシーの利用助成等に関する事項
- (7) 心身障害者扶養共済に関する事項
- (8) 自立支援医療（育成医療を除く。）に関する事項
- (9) 補装具費の支給並びに日常生活用具等の給付及び貸与に関する事項
- (10) 身体障がい者福祉電話に関する事項
- (11) 障がい者住宅リフォーム助成に関する事項
- (12) 障がい者紙おむつ支給事業に関する事項
- (13) 障がい者及び障がい児（以下「障がい者児」という。）に係る介護給付費等の支給に関する事項
- (14) 地域生活支援事業に関する事項
- (15) 障がい支援区分認定等審査会に関する事項
- (16) 訪問入浴に関する事項
- (17) 身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員に関する事項
- (18) 障がい者児に係る居宅介護，施設入所等に関する事項
- (19) 障がい福祉サービスについての苦情処理に関する事項
- (20) 精神障がい者入院医療費助成に関する事項
- (21) 身体障害者手帳，療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関する事項
- (22) 在宅重度重複障がい者介護見舞金に関する事項
- (23) 障がい者児の相談，調査及び指導に関する事項
- (24) 障がい者虐待防止対策に関する事項
- (25) 障がい児放課後支援事業に関する事項
- (26) その他障がい福祉に関する事項

健康増進係

- (1) 感染症その他疾病の予防及びまん延の防止に関する事項
- (2) 予防接種に関する事項
- (3) 結核予防対策及び医療に関する事項
- (4) 母子保健に関する事項
- (5) 子育て世代包括支援センターに関する事項（他の課の所管するものを除く。）
- (6) 療育医療の申請受付に関する事項
- (7) 養育医療の申請受付に関する事項
- (8) 自立支援医療（育成医療に限る。）の申請受付に関する事項
- (9) 小児慢性特定疾病の申請受付に関する事項

- (10) 特定不妊治療費等の申請受付に関する事項
- (11) 歯科保健に関する事項
- (12) 地域保健に係る統計（医療機関に係るものを除く。）に関する事項
- (13) 公衆衛生に関する事項
- (14) 献血に関する事項
- (15) 臓器移植等に関する事項
- (16) 地域保健福祉センターに関する事項
- (17) 保健所が行う健康危機等の調査及び医療施設（病院）立入検査の派遣に関する事項
- (18) 特定健康診査，特定保健指導及び後期高齢者健康診査の実施に関する事項
- (19) 各種がん検診及び特定健康診査非対象者等の健康増進事業の実施に関する事項
- (20) 結核健康診断に関する事項
- (21) 精神保健及び精神障がい者福祉に係る相談及び保健指導に関する事項
- (22) その他精神保健及び精神障がい者福祉に関する事項
- (23) 生活習慣病等の予防及び健康づくりの推進に関する事項
- (24) 健康及び栄養の調査に関する事項
- (25) 特定医療費（指定難病）の申請等に関する経由事務及び難病患者の相談等に関する事項
- (26) 保健所実習等に関する事項
- (27) 保健師業務の統計に関する事項
- (28) 健康づくりの推進に係る地区組織に関する事項
- (29) 健康づくり分野に係る食育に関する事項
- (30) 新潟水俣病の相談に関する事項

保護課

管理係

- (1) 厚生労働統計の実施に関する事項
- (2) 法外援護事業に関する事項
- (3) 課の庶務に関する事項

保護第1係

- (1) 行旅病人，行旅死亡人及び行旅死亡人以外で埋葬又は火葬を行う者がいない，又は判明しない遺体の取扱いに関する事項
- (2) 中国残留邦人等の自立の支援に関する事項

保護第2係

- (1) 生活困窮者自立支援制度に関する事項

保護第3係

- (1) 保護システムの管理に関する事項

保護第4係

- (1) ホームレスの自立支援等に関する事項

建設課

管理係

- (1) 道路占用工事調整連絡協議会に関する事項
- (2) 道路の路線の認定, 変更及び廃止に関する事項
- (3) 道路台帳の調製及び保管に関する事項
- (4) 道路の境界確認に関する事項
- (5) 道路の占用許可に関する事項
- (6) 道路管理者以外の者が行う道路工事の承認に関する事項
- (7) 道路通行規制に関する事項
- (8) 私道の助成に関する事項
- (9) 私設排水路等の助成に関する事項
- (10) 防水板設置工事費の助成に関する事項
- (11) 公園台帳の作成及び保管に関する事項
- (12) 公園及び緑地の占用, 使用等の許可に関する事項
- (13) 公共土木施設に係る要望及び陳情に関する事項
- (14) 道路の管理瑕疵及び損傷事故の処理に関する事項
- (15) 道路情報の広報に関する事項
- (16) 道路と他の工作物との兼用工作物の管理に関する事項
- (17) 緑化促進に関する事項
- (18) 樹木等の保存に関する事項
- (19) 公園及び緑地の設置及び廃止に関する事項
- (20) 生垣設置奨励助成に関する事項
- (21) 公益財団法人新潟市開発公社との事業企画の調整に関する事項
- (22) 自治会除雪に関する事項
- (23) 法定外公共物の管理(他の課又は機関の所管するものを除く。)に関する事項
- (24) 下水道使用料, 受益者負担金及び受益者分担金に関する事項
- (25) 応急排水ポンプ維持管理費の助成に関する事項
- (26) 風致の許可に関する事項
- (27) 市営住宅の申込みの受付及び使用料の徴収に関する事項
- (28) 河川の管理に関する事項
- (29) 課の庶務に関する事項

維持係

- (1) 放置自転車対策に関する事項
- (2) 除雪に関する事項
- (3) 道路監察に関する事項
- (4) 区役所の課が締結した契約に係る工事材料の検査に関する事項
- (5) 街路樹の維持管理に関する事項
- (6) 公園及び緑地のアメリカシロヒトリ及び松くい虫の防除に関する事項
- (7) 公共土木施設災害復旧に関する事項
- (8) 道路、橋りょう、隧道、交通安全施設の維持修繕の調査並びに工事の設計及び施工（地域土木事務所の所管するものを除く。）に関する事項
- (9) 道路、橋りょう、隧道、交通安全施設等の維持修繕に関する事項
- (10) 応急排水施設の整備及び維持修繕に関する事項
- (11) 公園及び緑地の維持管理に関する事項

第3条 規則第4条に規定する区役所に設置する機関に置く係の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

東福祉事務所

健康福祉課

障がい福祉係

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関する事項
- (2) 障がい者児の相談、調査及び指導に関する事項

保護課

管理係

- (1) 課の庶務に関する事項

保護第1係

- (1) 生活保護法の規定による保護の決定及び実施並びにこれに伴う相談、調査及び指導に関する事項

保護第2係

- (1) 生活保護法の規定による保護の決定及び実施並びにこれに伴う相談、調査及び指導に関する事項

保護第3係

- (1) 生活保護法の規定による保護の決定及び実施並びにこれに伴う相談、調査及び指導に関する事項

保護第4係

- (1) 生活保護法の規定による保護の決定及び実施並びにこれに伴う相談、調査及び指導に関する事項

(公の施設)

第4条 規則別表に規定する公の施設を所管する係は、次の表のとおりとする。

施設	係
東区木戸健康センター	健康福祉課健康増進係
露店市場	地域課産業文化振興室
都市公園	建設課管理係

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。